

※配布先を限定しておりますので、関係各位へのご回覧につきご高配をお願いいたします。

高等教育ハンドブックシリーズ第⑤集

● 発行 2008年8月30日

● 体裁 B5判 202頁



改正均等法による措置義務化と大学の対応責務——

キャンパスセクハラ対策の進化～事案争点と処分・裁判編

～ 被害者救済手続きと加害者責任追及／処分後の「教育上の措置」勝訴 ～

■ キャンパスセクハラの特徴と争点

- 大学におけるセクハラ・性暴力の特徴
- 相談と実態調査 — 相談員・委員会・専門家の各態勢と役割
- 相談後の対応 — 相談者の学習環境確保、人権の保障

■ 裁判事例に学ぶ初期対応・調査と訴訟対応

- 立証責任とさまざまな抗弁
- 調停・処分等のプロセスと訴訟の類型
- 勉学環境の回復と教学上の措置
- ADRの活用方策

□ 本書の構成 □

PART I 井口 博

セクハラ事案の争点と調査・処分・裁判の法的対処
～被害者救済手続きと加害者責任追及をめぐって～

PART II 渡邊 正

〔愛知大学〕処分後の「教育上の措置」と大学の責務
～セクハラ判決における地裁・高裁全面勝訴の
プロセスと実際～

PART III 資料編

法令・規則等（厚労省・人事院・文科省）、実態調査（日本
私立学校振興・共済事業団、国立大学法人評価委員会）、相談機関

● 執筆者プロフィール ●

(敬称略)

井口 博 (いぐち ひろし)

弁護士（東京ゆまにて法律事務所・第二東京弁護士会）

1974年一橋大学法学部卒業。78年裁判官任官。89年裁判官退官、弁護士登録（大阪弁護士会）。92年ジョージタウン大学ロースクール修士課程修了。96年法律事務所を開設、現在に至る。

「セクシャルハラスメント裁判が切り開いた地平」『アディクションと家族』16巻3号(1999)。M.プレイヤー『アメリカ雇用差別禁止法』(訳)（木鐸社、1997）などの著書・論文多数。

渡邊 正 (わたなべ まさし)

愛知大学文学部教授、元副学長・人権委員会委員長

1975年東北大学大学院教育学研究科博士課程満期退学。77年より愛知大学短期大学部講師、以後、愛知大学文学部助教授、同文学部教授、現在に至る。この間、常任理事、国際交流センター所長、豊橋学生部委員長、人権委員会委員長などを歴任。県・市・町等の各種の専門委員。

農村社会学、地域社会学、環境社会学および教育改革等に関する論文等多数。

お申込み・お問合せ先



地域科学研究会・高等教育情報センター

URL <http://www.chiikikagaku-k.co.jp>

東京都千代田区一番町6-4 ライオンズ第2-106
TEL (03) 3234-1231 FAX (03) 3234-4993
E-mail kkj@chiikikagaku-k.co.jp

申込書

キリトリ線(※申込みの折は必ずお送りください)

年 月 日

ハンド⑤集	キャンパスセクハラ対策の進化～事案争点と処分・裁判編	定価	6,500円 (消費税、送料含)	冊
-------	----------------------------	----	------------------	---

勤務先 _____

所在地 〒 _____

申込部課名 _____ 申込連絡者 _____

TEL _____ FAX _____

E-mail _____

◆FAX または郵送にてお申込みください。

◆書店を通して購入される場合は、このパンフレットを書店へお持ちください。

[書店購入用] [取次] 東京官書普及

ISBN 9 78 - 4 - 9 2 5 0 6 9 - 3 4 - 2

必要書類 [納品書 () 請求書 () 見積書 ()]

所定用紙 (同封ください)

[版元] 地域科学研究会

**PART I セクハラ事案の争点と調査・処分・裁判の法的対処
～被害者救済手続と加害者責任追及をめぐって～
井口 博**

はじめに

I. キャンパス・セクハラ（SH）事案の特徴と争点

1. キャンパスにおけるセクシュアル・ハラスメント

- (1) セクシュアル・ハラスメントと性暴力
 - 1) セクシュアル・ハラスメントはなぜ問題になったのか
 - 2) 優越的地位による「声を出せない」構造
- (2) 性暴力概念について
 - 1) 暴力概念の拡大
 - 2) 性犯罪とSHとの区別
- (3) 性暴力に対する厳罰化傾向
 - 1) 捜査機関の対応の厳格化
 - 2) 裁判における厳罰化傾向
- (4) 被害者の権利
 - 1) 被害者像の変化
 - 2) 身体的症状（PTSD）に対する理解
 - 3) 被害者に対する刑事・民事裁判での権利保護
 - 4) 民事損害賠償額の高額化
- (5) 大学におけるセクハラ・性暴力被害の特徴
 - 1) 社会への準備段階での被害がもたらす深刻さ
 - 2) 教員同士が不干渉になりがちである
 - 3) 大学は閉鎖社会になりがちである
 - 4) 被害が深刻で長期化する
 - 5) サークル活動など学生間でも被害が生じる
 - 6) アルバイト先、就職活動先等でも被害が生じる
 - 7) 教育実習における性暴力被害がこれまで明るみに出なかった
 - 8) 相談、被害申立などの体制が不十分である

2. 大学における手続の概要

- (1) 相談段階
 - 1) 小さいことでも学生が相談窓口に来るようにすること
 - 2) 匿名性と相談記録の秘密性
 - 3) 二次被害と相談員の研修の必要性
 - 4) どの段階まで相談に乗るのか（調査と相談の分離）
 - 5) 事情聴取への付き添い
 - 6) 専門家の紹介
 - 7) 調査委員による事実認定と証拠調べ
 - 8) 大学の事情聴取は「移動裁判」か
 - 9) 大学の調査の限界と被害者の納得
 - 10) 隠し撮りテープでも証拠となる
- (2) セクハラ委員会への被害申立
 - 1) セクハラ防止ガイドラインにおける申立の対象
 - 2) セクハラ委員会の構成と要件
 - 3) 二次被害や報復の防止のために
- (3) 通知制度
 - 1) 加害者とされる相手方への通知
 - 2) 事案の選択
- (4) 事実調査・調停
 - 1) 調査委員会のメンバー
 - 2) 調査方法をどうするか
 - 3) 調査期間はどれぐらいか
 - 4) 調停の方法
- (5) 委員会からの勧告
 - 1) どのような「勧告」をすべきか
 - 2) 勧告が尊重されるべき理由
- (6) 懲戒処分
 - 1) 懲戒処分の根拠規定
 - 2) 処分の基準
 - 3) 最近の懲戒処分の厳格化傾向

3. 「立証責任」とさまざまな「抗弁」

- (1) 立証責任
 - 1) 「立証責任」とは
 - 2) 被害申立側に立証責任がある
- (2) 合意の立証
 - 1) 裁判では「合意でないこと」を被害者、検察官が立証する責任がある
 - 2) 加害者側の責任としての「事実の推定」
- (3) 加害認識なしの抗弁
 - 1) 加害認識なしとは
 - 2) 相手方の内心の意思の問題
- (4) 因果関係不存在の抗弁
 - 1) 因果関係がないという抗弁
 - 2) 別の原因という抗弁
- (5) 地位利用不存在の抗弁

4. 大学における被害者救済手続と加害者責任の追及

- (1) 事実認定について
 - 1) 調査委員会の手続根拠
 - 2) 事実調査報告書
- (2) 適正手続をどう実現するか
 - 1) 申立の概要を相手方に通知するか
 - 2) 提出された資料を双方に開示するか
 - 3) 事情聴取記録を開示するか
 - 4) 第三者証人を開示するか
 - 5) 弁護士の立会いを許可するか
 - 6) 「忌避」申立に対してどうするか
- (3) 二次被害の防止と秘密保持の徹底
- (4) 加害者の懲戒処分はどうすればよいか
- (5) 懲戒処分の公表と留意点
- (6) 規則・マニュアル制定のポイント

II. 裁判事例から学ぶ教訓と今後の対策

1. セクシュアル・ハラスメント裁判の種類・タイプ

- (1) 最近のハラスメントに関する処分
 - 1) 加害者に対する請求
 - 2) 大学に対する請求
 - 3) 調査担当者に対する請求
 - 4) その他の関係教員に対する請求
- (2) 被害者からの法的請求
 - 1) 被害者に対する請求
 - 2) 大学に対する請求
 - 3) 調査担当者に対する請求
 - 4) 支援教員に対する請求
- (3) 加害者からの請求

2. セクシュアル・ハラスメントの処分例と裁判例～事例を通して～

- (1) 大学による懲戒処分例の分析と傾向
- (2) 裁判例について
 - 1) 被害事実を争う裁判
 - 2) 大学による処分を争う裁判
 - 3) 教育活動停止・教授会出席停止等の学内措置に対する裁判

3. 裁判への対応～基本と留意点～

- (1) 裁判をどう回避するか
 - 1) 調査委員会の適正な調査
 - 2) 適正な懲戒処分
 - 3) 大学における普段の防止対策の徹底
- (2) 裁判は実際にどのように進行するか
 - 1) 訴状、答弁書等の準備書面
 - 2) 証拠書類の提出
 - 3) 証人尋問
 - 4) 判決
 - 5) 控訴・上告
 - 6) 和解

4. キャンパス・ハラスメント対策の進化に向けて

- (1) 大学の責任の再認識～人権侵害の視点で
- (2) 規則・ガイドラインの見直しと相談・調査マニュアルの制定
- (3) 研修の在り方の再検討
 - 1) 相談員研修
 - 2) 学生に対して被害者とならないための研修
 - 3) 効果的な研修とは
- (4) 学外専門家（カウンセラー・弁護士等）との連携
- (5) ADRによる紛争解決手続の活用方策
 - 1) ADRとは
 - 2) ADRとセクハラ事案
- (6) 改正男女雇用機会均等法

参考資料 キャンパスにおけるセクシュアル・ハラスメント裁判例、キャンパスSH判決の内容例、大学のハラスメントに関する処分、セクシュアル・ハラスメント裁判に関わる法律参照条文等

**PART II [愛知大学] 処分後の「教育上の措置」と大学の責務
～セクハラ判決における地裁・高裁全面勝訴のプロセスと実際～
渡邊 正**

はじめに

1. 愛知大学におけるセクハラ事件の概要

- (1) セクハラ事件の経過と裁判の性格
- (2) 事件の発生と学生の訴え
- (3) 大学、人権委員会の対応と当該教員の態度
- (4) 人権委員会の勧告と処分手続き
- (5) 教員から地位保全、不当懲戒処分損害賠償請求訴訟
- (6) 地位保全訴訟と新たな判例
- (7) 裁判所の決定変更と裁判結果

2. 大学の教学環境の改善措置に対する教員の身分保全仮処分問題

- (1) 地位保全の訴えと教員の職務権限
- (2) 教員の職務権限に関する基本的考え方
- (3) 地位保全の訴えに関する裁判所の判断変更

3. 不当懲戒処分損害賠償の争点と裁判所の判断

- (1) 教員側の処分不当の訴えと事実認定の争点
- (2) 学生の教員に対する損害賠償の訴え
- (3) 高等裁判所の最終判断

4. 大学におけるセクハラ問題の対応と課題

- (1) 初期対応と教育環境の改善対策
- (2) 調査と処分の手続き
- (3) 訴訟に対する対応と情報公開
- (4) 学生の学習権、人権の保障と教員の職務権利
- (5) セクハラ防止、対策の制度的改善
- (6) 大学における人権問題の総合的な取組み

参考資料 裁判に関する経過（記者発表資料）、愛知大学セクシュアルハラスメント訴訟（名古屋地裁判決内容）、愛知大学セクシュアルハラスメント防止人権委員会規程、防止ガイドライン、相談窓口に関する規程、人権委員会コーディネーターによる実態調査規程、パンフレット等

PART III 資料編

- A. 関連法令・規則等
- B. 実態調査等
- C. 相談機関